

令和3年門審第10号

裁 決

漁船A作業台船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和元年8月26日08時20分

鹿児島県枕崎港

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	作業台船B
総 ト ン 数		19トン	29トン
登 録 長		19.39メートル	8.0メートル
機 関 の 種 類		ディーゼル機関	
漁船法馬力数		540キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、同部左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、同部右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した、中型まき網漁業の運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、岸壁移動の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和元年8月26日08時18分枕崎港のマイナス6メートル岸壁を発し、同岸壁西方の岸壁への移動を開始した。

a受審人は、舵輪後方で立った姿勢で離岸操船に当たり、甲板員が船首及び船尾各甲板上で作業を行うなか、08時20分少し前枕崎港東防波堤灯台（以下「枕崎港灯台」という。）から344度（真方位、以下同じ。）820メートルの地点で、船首が292度に向いていたとき、機関を後進にかけたのち、すぐ中立運転とし、112度方向に2.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により後進を開始した。

後進を開始したとき、a受審人は、船尾方25メートルのところにBが停泊していることを知っており、その後Aの船尾がBに向かって接近する状況であったが、船首方の着岸予定岸壁に向けて早く移動することに気をとられ、操舵室から顔を出してBとの接近状況を確認するなど、同船との船間距離の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bに向かって後進を続け、08時20分枕崎港灯台から345.5度810メートルの地点において、Aは、292度に向首したまま、原速力で、その船尾部がBに衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、海上ボーリング調査に従事する鋼製作業台船で、作業員3人が乗り組み、同月19日から衝突地点でスパッド4本を海底に打ち込んだ状態で停泊し、同調査を行っていたところ、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船尾外板に修理を要しない擦過傷等を生じ、Bは、スパッド3本に曲損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、枕崎港において、離岸操船中のAが、Bとの船間距離の確認が不十分で、船尾方で停泊中の同船に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、枕崎港において、岸壁移動のため離岸操船中、Aの船尾方至近にBが停泊していることを知っていたのだから、同船に向かって接近することのないよう、操舵室から顔を出してBとの接近状況を確認するなど、同船との船間距離の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方の着岸予定岸壁に向けて早く移動することに気をとられ、Bとの船間距離の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、Aの船尾が同船に向かって接近する状況に気付かないまま進行してBとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月25日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也